

男鹿市地域包括支援センター 運営方針 【2024年度～2026年度】

目次

I	運営方針策定の趣旨	P1
II	地域包括支援センターの設置等	P1
III	各事業の運営方針	
1	包括的支援事業	P2～3
2	健康づくり・介護予防の充実	P4
3	認知症施策の推進	P5～6
IV	共通事項	
1	運営状況の評価	P7
2	自立支援、重度化防止に向けたケアマネジメントの推進	P7
3	個人情報の保護	P7
4	苦情・相談の対応	P7
5	広報活動	P7
6	虐待防止	P7
7	感染症の予防及びまん延の防止	P7
8	業務継続計画	P8
資料1	男鹿市地域包括支援センター 個人情報保護に関する規程	P9

I 運営方針策定の趣旨

この「男鹿市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センターの運営上の基本的考え方や理念、業務推進の指針などを明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的に策定します。

なお、この運営方針は、男鹿市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の計画期間を単位（3年毎）に策定することとし、本方針は第9期計画期間である2024年度から2026年度までの方針とします。

II 地域包括支援センターの設置等

関連：第9期男鹿市介護保険事業計画・高齢者福祉計画 第4章 施策の展開

I 3 地域包括支援センターの機能強化 P53

(1) 地域包括支援センターの設置

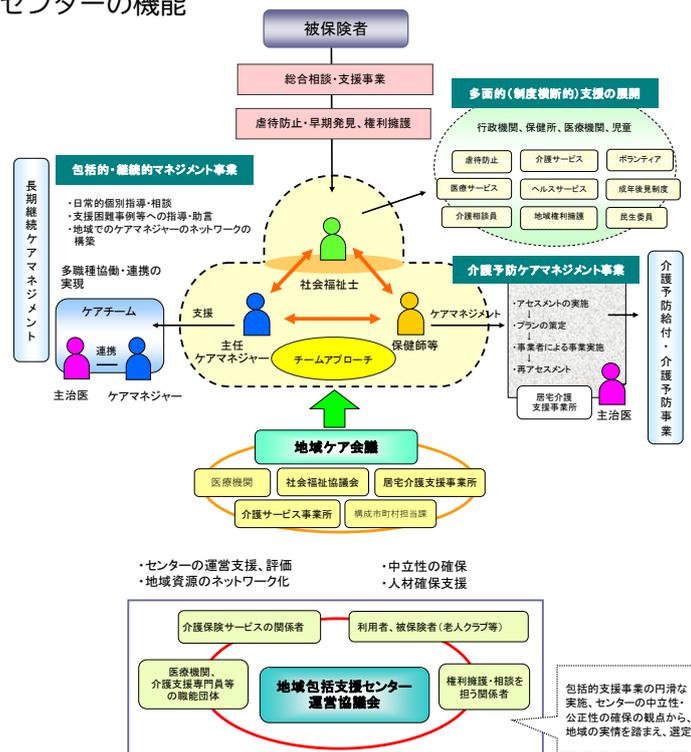
地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する役割を担い、地域包括ケアシステムの推進における地域の中核的機関として位置づけられており、本市においては市直営の地域包括支援センターを1か所設置しています。

- ・事業所の名称 男鹿市地域包括支援センター
- ・所在地 男鹿市船川港船川字泉台 66-1
- ・電話番号 0185-24-3322

(2) 中立性・公平性の確保のための方針

- ・地域包括支援センター運営協議会により、中立性の確保や公平な運営の継続についての評価等を行い、地域包括支援センターが円滑にその役割を果たしていけるよう努めます。
- ・地域包括支援センターの運営評価を通して自己評価ならびに市による点検を実施することとし、中立性・公平性の確保に努めます。
- ・地域包括支援センター担当者が利用者等に介護サービス事業や居宅介護支援事業所を紹介する場合は、利用者等に対し必要な説明をするとともに、その紹介した経緯を支援経過等に記録することとします。

■男鹿市地域包括支援センターの機能



Ⅲ 各事業の運営方針

1 包括的支援事業

関連：第9期男鹿市介護保険事業計画・高齢者福祉計画 第4章 施策の展開

I 地域包括ケアシステムの推進 4 包括的支援事業の充実 P54

(1) 総合相談支援

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、きめ細やかな対応に努めます。

介護離職、ヤングケアラー、老老介護、ダブルケア、8050問題など、介護者が抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう、関係部署と連携を行いながら支援策の検討や支援者の資質の向上を図ります。

市内の在宅介護支援センターと連携を図り、地域に住む高齢者に関するさまざまな相談を受け止め、多職種と連携して専門的・継続的に支援します。

総合相談支援における終結の目安

- 1) 相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合
- 2) 心身の状況や介護体制が安定しており、支援の必要がないと判断された場合
- 3) 他機関に引継ぎを行い、他機関による適切な支援が確認された場合
- 4) 転居又は死亡した場合（転居の際は、必要に応じて転居先の関係機関に引継ぎを行う）
- 5) その他、地域包括支援センター内で検討し、終結が妥当と判断した場合

(2) 権利擁護事業

適切なサービス等につながる方法が見つからない、生活上の問題が解決できない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を安心して続けられるよう、専門的・継続的視点から関係機関と連携し、必要な支援を行います。

① 高齢者の虐待防止の取組

民生委員や町内会等の地域組織や保健医療福祉関係機関との連携体制の構築を図るとともに、地域住民への高齢者虐待防止に関する啓発普及に努め、虐待の防止、早期発見、早期対応に取り組んでいきます。さらに、令和6年4月1日から介護サービス事業者での①虐待防止委員会の開催②指針の整備③研修の定期的な実施④担当者の配置が義務化されることを踏まえ、介護サービス事業者だけでなく、サービス付き高齢者住宅や有料老人ホーム等も含め、高齢者虐待防止対策を推進していきます。

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業を通じて制度の利用支援を行うとともに、その普及啓発に努めます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行います。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療と介護事業所等の関係者の連携を推進していきます。

また、自宅で医療や介護を受けながら生活する「在宅医療」や、人生の最終段階にどのよ

うな治療やケアを望むのかを繰り返し話し合い、本人自らが決定していく ACP (アドバンス・ケア・プランニング) について、周知を図っていきます。

(5) 地域ケア会議の推進

多様な関係者と協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通して、高齢者の生活を地域全体で支援していくとともに、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結び付けていくことで、地域包括ケアシステム構築の推進を図ります。

(6) 生活支援整備体制事業

できるだけ多くの高齢者が、住み慣れた地域において在宅で自立した生活を送れるよう必要な生活支援サービスの充実を図るため、市全体の第1層と日常生活圏域の第2層に「生活支援コーディネーター」を配置するとともに、「生活支援体制整備推進協議体」を設置し、多様な関係者が協働して地域づくりに取り組むための基盤を整備します。

地域の状況に応じて、生活支援コーディネーターを中心にボランティア、NPO、民間企業等や自治会、老人クラブ、地域活動団体などとの協働によりサービスの充実・強化を図ります。

(7) その他の事業

① 配食サービス事業

調理や食事の準備などが困難なひとり暮らしの高齢者または高齢者世帯を対象に、食事を定期的に配達することで、食事の量と質を確保し、高齢者の健康維持を支援しています。また、配達員との交流による精神的孤独感の解消と対象者の安否確認にも寄与します。

② 家族介護に対する支援事業

高齢者を介護している家族等を対象に、身体的、精神的、経済的負担の軽減を目的としたサービスの充実を図ります。

・介護用品購入券交付事業

介護用品購入券を交付し、要介護者を在宅で介護している家族の経済的負担の軽減を図ります。

・介護慰労金支給事業

在宅で重度の要介護者を介護保険のサービスを利用せずに介護をしている家族の方を対象に慰労金を支給し、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

・家族介護教室

適切な介護知識と技術、サービスの適切な利用方法の習得のほか、介護者同士の交流の場をもうけ、個々の抱える介護ストレスや不安を解消することを目的としています。

2 健康づくり・介護予防の充実

関連：第9期男鹿市介護保険事業計画・高齢者福祉計画 第4章 施策の展開

II 健康づくり・介護予防の充実 1 健康づくり予防支援 P66

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

要支援者等のニーズに本人の能力を最大限活かしながらサービスを提供することで、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止、地域における自立した日常生活の支援を実施します。住民主体の自主活動として行う生活援助等による訪問型サービス B（シルバー応援隊）など、地域の実状に応じて多様な主体が参画し介護予防や日常生活支援のサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進していきます。

また、地域づくりの視点から、事業全体を評価したうえで、要支援者等に対する介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業について事業評価を行います。

(2) 一般介護予防事業の推進

地域において自主的な介護予防が実施され、その活動に高齢者が積極的に参加をするような地域づくり・介護予防を推進することを目的として、介護予防に関する知識の普及・啓発や自主的な介護予防のための地域活動の育成・支援を行う等以下の5事業を組み合わせ実施し、生活機能の向上やセルフケアの促進に取り組めます。

また、高齢者は、様々な健康課題を抱えていることが多いことから、後期高齢者医療制度における保健事業と介護予防事業の一体的な実施における取り組みや、介護予防事業における専門職の関与をさらに進めていくことにより、効果的に介護予防を推進していきます。

① 介護予防把握事業

関係部署との連携、民生委員等地域住民からの情報提供、本人・家族からの相談による情報等を活用して、閉じこもり等の支援を要する方を早期に把握し、住民主体の介護予防活動につなげます。

② 介護予防普及啓発事業

健康維持と介護予防に関する知識やセルフケア等の普及啓発のため、理学療法士や歯科衛生士、栄養士などによる介護予防教室等を開催します。

③ 地域介護予防活動支援事業

地域での介護予防活動のリーダーとなるボランティアの育成や、地域住民が自主的に行う介護予防活動のグループ（自主グループ）に対する支援を行います。

④ 一般介護予防事業評価事業

第9期男鹿市介護保険事業計画・高齢者福祉計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その結果に基づき事業全体の改善を図ります。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体の通いの場等に理学療法士等のリハビリテーションに関する専門職を派遣し、地域における介護予防活動の機能強化を推進します。

3 認知症施策の推進

関連：第9期男鹿市介護保険事業計画・高齢者福祉計画 第4章 施策の展開
II 健康づくり・介護予防の充実 2 認知症施策の推進 P80

認知症の方を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現の推進のために、「認知症基本法」が公布されました。

この認知症基本法にもとづき、次の施策を総合的に推進します。

① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

認知症は皆にとって身近な病気であることを、普及・啓発等を通じて改めて社会全体として確認していきます。

・認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座

認知症の人とその家族を温かく見守る認知症サポーターの養成に取り組むほか、認知症サポーターが地域でより積極的に活動を展開できるよう、認知症サポーターステップアップ講座を開催するとともに、チームオレンジの活動を支援します。

・認知症の人本人からの発信支援

認知症の人が、自身の希望や必要としていること等を表現できる場づくりを進め、認知症の人本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映できるように努めます。

② 認知症の予防推進

住民主体の介護予防活動の支援や介護予防教室の開催などにより、認知症発症予防のための取組を推進していくとともに、認知機能低下の防止に努めます。

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

早期診断・早期対応を軸に、「本人主体」を基本とした医療・介護等の有機的連携により、認知症の容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく、その時の容態にもっともふさわしい場所で医療・介護等が提供される循環型の仕組みを実現します。

・認知症の早期発見・早期対応

保健・医療・福祉が有機的に結び付いた、認知症の予防・早期発見・早期対応に一貫して取り組む体制づくりに努めます。

・認知症ケアパスの普及

認知症ケアパスの活用について普及を図り、認知症高齢者及び家族の支援に努めます。

・認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症施策の企画・運営を行いながら、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携や支援、認知症の人とその家族への相談体制の整備と相談支援を行います。

また、チームオレンジ立ち上げ支援のコーディネート機能を担います。

・認知症初期集中支援チームの設置

地域包括支援センターに「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の人やその家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、住み慣れた地域での生活を支援します。

- ・認知症カフェの運営支援

認知症カフェへの参加の呼びかけや開催情報を地域住民に発信するなど、認知症カフェの運営を支援するとともに、その普及に努めます。

- ・チームオレンジの運営支援

認知症の方が自分らしく過ごせるよう、地域で継続的な支援の取組みを行う「チームオレンジ」の運営支援を行い、自分や家族が認知症になっても仲間としてともに活動できる場づくりを推進していきます。

- ・認知症の人の介護者への支援

認知症の人の介護者への支援を行うことは、認知症の人の生活の質の改善にも繋がるため、家族など介護者の精神的身体的な負担の軽減や、生活と介護の両立を支援する取組を推進します。

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

生活の支援（ソフト面）、生活しやすい環境（ハード面）の整備、就労・社会参加支援及び安全確保を行い、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを推進します。

- ・若年性認知症施策の強化

若年性認知症の人は、就労や生活費等の経済的問題が大きいこと等から、居場所づくりや就労、社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的に講じていきます。

- ・認知症等による行方不明者対策

徘徊行動がある認知症高齢者の早期保護と安全確保のため、「地域で見守る！早期発見ネットワーク」及び危機管理担当部署との連携により、地域での見守り体制の整備を推進します。

⑤ 認知症の人やその家族の視点の重視

認知症基本法では、「認知症の人が尊厳を保持し、希望を持って暮らすことができるよう、施策を総合的に推進する」ことを目的に掲げています。このことから、地域包括支援センターでは、認知症の人のニーズ把握や生きがい支援などに取組むとともに、各種施策を推進していきます。

IV 共通事項

1 運営状況の評価

地域包括支援センターにおける事業計画及び収支予算並びに前年度の事業報告及び収支決算を地域包括支援センター運営協議会に諮り、運営状況についての評価を受けます。

2 自立支援、重度化防止に向けたケアマネジメントの推進

地域包括支援センターが実施する介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務においては、「男鹿市ケアマネジメントに関する基本方針」等に基づき、高齢者の自立支援、重度化防止に資することを目的としたケアマネジメントが行われるよう努めます。

また、この取組が介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務受託事業所においても適切に実施されるよう、地域包括支援センターが作成する「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の流れ」等により受託事業所に周知します。

3 個人情報の保護

個人情報の重要性を認識し、その取扱いに関しては「男鹿市地域包括支援センター個人情報保護に関する規程」ならびに「男鹿市地域包括支援センター個人情報保護マニュアル」に基づき、適切な取扱いに努めます。

* 資料1「男鹿市地域包括支援センター個人情報保護に関する規程」

4 苦情の対応

苦情があったときは、速やかに苦情の直接原因の調査・分析を行い、必要に応じて庁内関係部署、関係機関と連携して解決策を検討し、適切かつ迅速に対応します。

5 広報活動

地域包括支援センターの業務を適切に効率よく実施するため、また、業務への理解と協力を得るために、パンフレット等を地域住民や関係機関に配布するほか、各種出前講座の活用や市ホームページに業務内容を掲示する等して、積極的に広報します。

6 虐待防止

虐待の防止のために、以下に掲げる措置を講じます。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を6か月に1回及び虐待の都度、委員長の招集により開催し、その結果について、地域包括支援センター内での周知徹底を図る。
- ・虐待の防止のための指針を整備する。
- ・地域包括支援センター職員に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。
- ・虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

7 感染症の予防及びまん延防止

感染症の予防の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6か月に1回開催し、その結果について、地域包括支援センター内で周知徹底を図る。
- ・感染症及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ・感染症及びまん延の防止のための研修会及び訓練を年1回以上実施する。

8 業務継続計画

感染症や非常災害の発生でも業務を継続的に実施するためと、非常時での体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続に従い必要な措置を講じます。

- ・事業所内で業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的に行う。
- ・定期的に業務継続計画の見直しと変更を行う。

資料 1

男鹿市地域包括支援センター 個人情報保護に関する規程

男鹿市地域包括支援センター（以下「当センター」という。）は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の取扱いに関して、その保護に関する方針を以下のとおり定め、適切な取扱いに努めます。

1. 法令の遵守について

当センターは、個人情報の保護に関する法令や規律等を遵守します。

2. 個人情報の取得について

当センターは、利用目的を明確化し、適法な方法で個人情報を取得します。

3. 個人情報の正確性の確保について

当センターは、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報の利用について

当センターは、個人情報をその利用目的の範囲内で、適正に利用します。

5. 個人情報の第三者提供について

当センターは、法令の定める場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。

6. 個人情報の管理について

(1) 当センターは、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な管理を行います。

(2) 当センターは、職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。

(3) 当センターは、サービス提供ならびに業務委託により他事業所に個人情報の提供を行います。これらの場合においても、他事業所において個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督をおこないます。

7. 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去等について

当センターは、保有する個人情報について、本人から自らに関する個人情報の開示の申し出、また、その内容の訂正、追加、削除、利用停止等の申し出があった場合は、法令や規律等に従って適切かつ速やかに対応します。

8. 個人情報の取扱いに関する相談・苦情等への対応について

当センターは、当センターにおける個人情報の取扱いに関する相談・苦情等があったときは、適切かつ迅速に対応します。

9. 苦情・相談窓口について

当センターの個人情報の取扱いに関する苦情、相談等については、下記までご連絡ください。

事業所名 : 男鹿市地域包括支援センター
住 所 : 男鹿市船川港船川字泉台 6 6 - 1
電話番号 : 0 1 8 5 - 2 4 - 3 3 2 2
F A X : 0 1 8 5 - 2 4 - 3 3 5 0

平成 30 年 10 月 3 日
男鹿市地域包括支援センター